



令和8年1月28日

日本郵便株式会社に対する貨物軽自動車運送事業 に係る行政処分の通知について

下記のとおり、貨物軽自動車運送事業者に対し、令和8年1月28日付けで貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第33条の規定に基づく自動車の使用の停止処分を通知しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分対象事業者

事業者名：日本郵便株式会社

住 所：東京都千代田区大手町2-3-1

代表者：小池 信也

2. 処分内容

自動車の使用の停止処分（8営業所）

支局	郵便局	行政処分		支局	郵便局	行政処分	
札幌	小樽	3両 ×	20日	室蘭	本桐	1両 ×	37日
札幌	倶知安	2両 ×	30日	釧路	霧多布	1両 × 2両 ×	40日 39日
旭川	深川	1両 × 5両 ×	20日 18日	帯広	士幌	4両 ×	33日
旭川	富良野	3両 ×	20日	北見	佐呂間	4両 ×	30日

3. 処分日

令和8年1月28日（水）

【問い合わせ先】

北海道運輸局自動車運送事業安全管理室 津井

TEL : 011-290-2744